

平成 22 年 6 月 10 日

国公立各大学の長 殿

国立国会図書館長 印

平成 22 年度の学位論文（博士）のデジタル化実施に係る著作権処理（「共通許諾」）  
手続への参加について（依頼）

日ごろ、国立国会図書館の活動に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

国立国会図書館では、国公立の各大学（以下「大学」という。）から送付される印刷版の学位論文（博士）（以下「学位論文」という。）を所蔵しております。現在、当館所蔵資料の大規模デジタル化事業を行っており、平成 22 年度はその一環として、1991 年から 2000 年までに送付を受けた学位論文のデジタル化を実施する予定です。

他方、大学においても、大学図書館の事業を中心として学位論文のデジタル化とその利用提供が進められていると認識しておりますので、学位論文の公表の意義にかんがみ、また学術情報流通の促進という観点から、国立国会図書館は国公立大学図書館協力委員会との間で、学位論文のデジタル化並びにデジタル化した学位論文のインターネット上での公開及び著作権処理に関する協力の在り方について協議を行ってまいりました。

この度、平成 22 年度における国立国会図書館での学位論文のデジタル化の実施に当たっては、大学と国立国会図書館が協力して学位論文の著者に許諾（「共通許諾」）を求め、デジタル化された学位論文を大学及び我が国の学術研究成果として共に公開することを考えております。

つきましては、趣旨を御理解いただき、この「共通許諾」手続という枠組みへの御参加を賜りたく、別添回答書により平成 22 年 7 月 23 日までに御回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、「共通許諾」手続に関する実務担当者向けの説明会を別添のとおり開催いたします。御多忙のところ恐縮に存じますが、学位授与及び図書館の実務担当者の方の御参加につき御高配賜りますようお願い申し上げます。

<回答書返送先・本件問い合わせ先>

国立国会図書館 総務部企画課

大規模デジタル化実施本部事務局

（担当：立松、石澤）

【住所】〒100-8924

東京都千代田区永田町 1-10-1

【電話】03-3506-5295（直通）

【Email】digi-jimu★ndl.go.jp

★は@に置き換えてください。

<別添資料>

[回答書] 平成 22 年度の学位論文（博士）のデジタル化実施に係る著作権処理（「共通許諾」）手続への参加について（回答）

（説明資料 1）国立国会図書館における平成 22 年度の学位論文（博士）のデジタル化及び著作権処理について

（説明資料 2）学位論文（博士）の著作権処理（「共通許諾」）手続に係るスケジュール

（説明資料 3）学位論文（博士）のデジタル化に係る許諾について（依頼）

\*学位論文の著者に対する許諾依頼文書書式

（説明資料 4）許諾依頼に対する回答書

\*学位論文の著者からの許諾回答書書式

（説明資料 5）Q & A

（説明資料 6）説明会開催要領

平成 22 年 月 日

国立国会図書館長 殿

大学学長 印

平成 22 年度の学位論文（博士）のデジタル化実施に係る著作権処理  
（「共通許諾」） 手続への参加について（回答）

平成 22 年 6 月 10 日付国図企 100604002 号で依頼のあった標記について、下記のとおり  
回答します。

記

回答	記入要領等
<p>1 平成 22 年度の学位論文（博士）のデジタル化実施に係る「共通許諾」手続に、</p> <p>ア 参加する。</p> <p>イ 参加しない。</p>	<p>ア、イのいずれかを○で囲んでください。 「ア 参加する。」を選択した場合、以下の 2～5 も御回答ください。 なお、「ア 参加する。」を選択した場合、「共通許諾」を依頼する一当事者である意義にかんがみ、著者の連絡先照会への御協力をお願いいたします。情報提供においては、貴学が提供できるもののみで結構です。 （別添説明資料 1 の 3（4）を御参照ください。） 「イ 参加しない。」を選択した場合は、回答はこれで終了です。</p>
<p>2 「学位論文（博士）のデジタル化に係る許諾について（依頼）」（別添説明資料 3）の依頼者名義及び「許諾依頼に対する回答書」（別添説明資料 4）のあて先の名義を、</p> <p>ア 大学の長とする。 （職名： ）</p> <p>イ 大学図書館長とする。 （職名： ）</p>	<p>ア、イのいずれかを○で囲み「職名欄」にあて先とする名義を記入してください。</p>

<p>3 「許諾依頼に対する回答書」(別添説明資料 4) の 2 (7) の「大学使用欄」を、</p> <p>ア 使用する。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 250px; width: 100%; margin: 5px 0;"> <p>(大学使用欄の記載内容)</p> </div> <p>イ 使用しない。</p>	<p>ア、イのいずれかを○で囲んでください。 「ア 使用する。」を選択した場合、「(大学使用欄の記載内容)」欄に記載内容を具体的に記入してください。欄内に記載しきれないときは、適宜別紙を使用してください。なお、記載内容について、後日、確認させていただきます。</p>								
<p>4 貴学の機関リポジトリに登録する等のために、既に許諾を得ている(又は不許諾との回答を得ている)学位論文が、</p> <p>ア ある。</p> <p>イ ない。</p>	<p>ア、イのいずれかを○で囲んでください。 「ア ある。」を選択した大学に対しては、後日、許諾手続の方法について調整させていただきます。</p>								
<p>5 担当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">部署名</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">フリガナ 氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電子メールアドレス</td> <td></td> </tr> </table>	部署名		フリガナ 氏名		電話番号		電子メールアドレス		<p>学位論文(博士)のデジタル化実施に係る「共通許諾」手続に係る担当者の連絡先を記入してください。</p>
部署名									
フリガナ 氏名									
電話番号									
電子メールアドレス									

国立国会図書館における平成 22 年度の学位論文（博士）のデジタル化及び  
著作権処理について

1 基本方針

(1) 国公立大学図書館協力委員会との確認事項

国立国会図書館と国公立大学図書館協力委員会は、今後デジタル形態での学位論文の提出が多くなることを予想し、また、学術情報の流通促進と学位論文の公表の意義にかんがみ、学位論文（博士）（以下単に「学位論文」という。）の保存・蓄積及び利用・提供について、協議を行ってきた<sup>i</sup>。

この協議の過程において、過去の印刷版の学位論文のデジタル化に当たっては、学位授与日が 2001 年 3 月 31 日以前の学位論文を国立国会図書館が遡及してデジタル化することを確認した。また、デジタル化する学位論文は、著作権処理を行った上でインターネット提供するものとし、著作権処理は、大学と国立国会図書館が協力して行うことを確認した。

国立国会図書館における平成 22 年度の学位論文のデジタル化及び著作権処理については、この確認事項を踏まえ実施するものとする。

(2) デジタル化の対象範囲及び実施方法

平成 22 年度のデジタル化においては、国立国会図書館が所蔵する印刷版の学位論文のうち、1991 年から 2000 年までに大学から国立国会図書館に送付された学位論文（約 14 万冊）をデジタル化の対象とする<sup>ii</sup>。

また、デジタル化の方式は画像イメージを基本とし、OCR によるテキスト化の方法については別途調査検討するものとする。

(3) 著作権処理

著作権処理は、学位授与大学の学長（又は図書館長）及び国立国会図書館長が共同して、学位論文の著者に当該著者の学位論文のデジタル化（複製）<sup>iii</sup>、デジタル化した学位論文の譲渡及び公衆送信の許諾を依頼し、当該著者が単一の許諾書によって許諾すること（これを「共通許諾」と称する。）を基本とする。

「共通許諾」の許諾書（以下「共通許諾書」という。）は、学位授与大学、国立国会図書館及び学位論文の著者が各 1 通（うち 2 通は写し）を保持するものとする。

2 平成 22 年度の「共通許諾」における許諾内容

平成 22 年度のデジタル化での「共通許諾」において学位論文の著者に許諾を求める内容（利用の態様）は、次の 3 点である。なお、許諾対象の学位論文は、学位論文本体及び論文要旨とする。

- (1) 国立国会図書館が著作権法第 31 条第 2 項の規定に基づきデジタル化した学位論文を広く利用（全文複写提供、公衆送信）に供すること。
- (2) 国立国会図書館がデジタル化した学位論文を複製して学位授与大学に譲渡すること。
- (3) 国立国会図書館から譲渡を受けたデジタル化された学位論文を学位授与大学で利用（全文複写提供、公衆送信）に供すること。

### 3 平成 22 年度の「共通許諾」に係る手続の概要

#### (1) 「共通許諾」手続への参加募集

- ・ 国立国会図書館からデジタル化対象学位論文の学位授与大学に対して、「共通許諾」に係る手続（以下「共通許諾」手続」という。）への参加募集の文書を送付する。
- ・ 大学は、「共通許諾」手続に参加することについて意思決定を行った上で、平成 22 年 7 月 23 日までに国立国会図書館に対して所定の回答書により回答する。

#### (2) デジタル化・著作権処理

- ・ 学位論文のデジタル化及び著作権処理は、国立国会図書館が外部委託により実施する。
- ・ 学位論文の著者に対する許諾依頼文書の発送、許諾回答書の回収は、国立国会図書館から委託を受けた著作権処理業者が行う。

#### (3) デジタル化・著作権処理の広報

- ・ デジタル化及び著作権処理の開始時期に、国立国会図書館ホームページでの広報、国立国会図書館からの記者発表等を行う。「共通許諾」手続に参加する大学においても、国立国会図書館と連携して広報を行う。

#### (4) 著者の連絡先照会に対する「共通許諾」手続参加大学の協力

- ・ 国立国会図書館では、文献や各種データベース等で著者の連絡先を調査し、その調査において連絡先が判明しなかった場合、学位授与機関や所属機関に対して著者の連絡先の照会を行う。
- ・ 「共通許諾」手続に参加する大学は、「共通許諾」を依頼する一当事者であることの意義にかんがみ、対象となる学位論文の著者の所属の有無の情報、当該著者の連絡先（電話番号、電子メールアドレス、住所、現在の所属機関）の可能な範囲での提供、大学同窓会等への調査協力依頼等の協力を努める。

#### (5) 「共通許諾書」の写し及びデジタル化複製物の引渡し

- ・ 国立国会図書館から「共通許諾」手続に参加した大学に対して、デジタル化及び著作権処理の終了（平成 22 年度末予定）後、「共通許諾書」の写し及び学位論文のデジタル化複製物（画像データ及びメタデータ）（学位論文の著者から譲渡の許諾が得られた場合に限る。）を引き渡す。
- ・ デジタル化複製物は、国立国会図書館の指定するフォーマット<sup>iv</sup>による。

#### (6) その他

- ・ 既に機関リポジトリ等において公開するために、今回のデジタル化対象学位論文の著作権処理（不許諾を含む。）を行っている大学は、必要に応じて国立国会図書館に申し出て、調整を行う。

i 国立国会図書館及び大学図書館間の共通する課題について政策的及び実務的な面から問題を協議し、両者間の連携協力を推進することを目的として、平成 18 年 2 月に国立国会図書館と国公私立大学図書館協力委員会委員長館との間で覚書を締結の上、「国立国会図書館と大学図書館との連絡会」を設置し、協議を行ってきた。

ii 2001 年以降に送付された学位論文で、2001 年 3 月 31 日以前に学位授与されたものについても可能な範囲で実施する。なお、今回のデジタル化対象の学位論文のうち、既に機関リポジトリに収録、公開されている学位論文と重複するものはごくわずかであることから、重複の学位論文についても今回のデジタル化対象に含めるものとする。

iii ただし、国立国会図書館は、著作権法第 31 条第 2 項の規定により、原資料の保存を目的として、許諾無しにデジタル化を行う。

iv 画像データは JPEG2000、メタデータは国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述要素（DC-NDL）となる。なお、DC-NDL と学位論文のメタデータ標準（NDLTD: Networked Digital Library of Theses and Dissertations が定める ETD-MS）との対応表は、国公私立大学図書館協力委員会を通じて各大学図書館に周知されることとなっている。

学位論文(博士)の著作権処理(「共通許諾」)手続きに係るスケジュール

		平成22年						平成23年				
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降
大学		「共通許諾」手続きへの応募・大学使用欄追記事項の申出					所属機関等に対する著者の連絡先照会への協力[注1] (時期未詳)					国立国会図書館から 参加大学に ・「共通許諾書」の写し ・デジタル化複製物[注3] を引渡し
					広報							
国立国会図書館		「共通許諾」手続きへの参加大学の募集 (締切:7月23日)		参加大学の確定	参加大学別にカスタマイズした許諾依頼文書・回答書を準備		著作権処理作業<外部委託> 著者の抽出→文献調査→所属機関等に対する著者の連絡先照会 著者が判明したものから随時、許諾依頼文書[注2]を発送 許諾依頼に対する回答書(「共通許諾書」)の回収					
					デジタル化作業<外部委託>							

[注1] 「共通許諾」手続き参加大学におかれましては、対象となる学位論文の著者の連絡先(電話番号、電子メールアドレス、住所、現在の所属機関)の可能な範囲での提供、大学同窓会等への調査協力依頼等につき、御協力をお願いいたします。

[注2] 許諾を求める利用の態様

- 国立国会図書館がデジタル化した学位論文の国立国会図書館での全文複写提供、公衆送信(インターネット提供)
- 国立国会図書館がデジタル化した学位論文の複製と複製物の学位授与大学への譲渡
- 国立国会図書館から譲渡を受けたデジタル化学位論文の学位授与大学での全文複写提供、公衆送信(インターネット提供)

[注3] 学位論文の著者から譲渡の許諾が得られた場合、「共通許諾」手続き参加大学に対して、画像データ(JPEG2000)及びメタデータ(国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述要素(DC-NDL))をお渡しします。

(文書番号)

(日付)

[学位論文の著者の住所]

[学位論文の著者名] 様

(依頼者)

〇〇大学 学長 [図書館長]

国立国会図書館長

[公印省略]

### 学位論文（博士）のデジタル化に係る許諾について（依頼）

大学及び国立国会図書館は、今後デジタル形態での学位論文の提出が多くなることを予想し、過去の学位論文についても、適及的なデジタル化を行っています。

平成 22 年度において、国立国会図書館は、1991 年から 2000 年までに国立国会図書館に送付された学位論文（博士）\*のデジタル化を実施します。

大学及び国立国会図書館は、デジタル化した学位論文について、学術情報の流通を促進するために、また、学位論文を公表することの意義に照らし、インターネット上で公開するなど、より広範な利用に供することを目指しています。

この実現には、著作権を有する学位論文の著者の方の許諾が必要であるため、この度、許諾のお願いを差し上げる次第です。

趣旨を御理解いただき、別紙回答要領をお読みの上、別添の回答書により、平成 22 年●月●日までに許諾の可否を御回答くださいますようお願いいたします。

回答書に御記入いただいた個人情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス）は、学位論文のデジタル化及び利用に関する連絡以外の目的には使用しません。

※ 2001 年以降送付された学位論文（博士）のうち、2001 年 3 月 31 日以前に学位授与されたものも一部含まれます。

<回答書の返送先及び本件に関する問い合わせ先>

国立国会図書館博士論文の著作権処理作業受託者

[業者名]

[担当者名]

[住所]

[電話番号]

[電子メールアドレス]



## (別紙) 回答要領

### 1 返送する必要がある書類について

対象となる学位論文（博士）（学位論文本体及び論文要旨をいう。以下単に「著作物」という）の利用（利用の態様については、「許諾依頼に対する回答書」の別紙1「許諾する利用の態様及び利用条件」を御覧ください。）を一切許諾しない場合は、「許諾依頼に対する回答書」の「許諾しません」に○を付けて御返送ください（御返送がない場合、確認のため、再度お尋ねすることがあります）。

許諾する権限がない場合として、例えば、次の場合があります。

- ① 学協会、出版社等に著作権を譲渡している場合
- ② 出版社等に排他的に出版（複製、譲渡等）の許諾をしている場合

この場合には、「許諾依頼に対する回答書」の「許諾しません」に○を付け、「許諾依頼に対する回答書」の別紙2「著作権の帰属に関する事項」に必要事項を御記入の上、「許諾依頼に対する回答書」及び別紙2を御返送ください（別紙1の返送は不要です）。

著作物の利用（利用の態様については、「許諾依頼に対する回答書」の別紙1「許諾する利用の態様及び利用条件」を御覧ください。）の全部又は一部を許諾する場合は、「許諾依頼に対する回答書」の「許諾します」に○を付け、別紙1及び別紙2に御記入の上、御返送ください。

※ 許諾内容の確認のため、お手元に「許諾依頼に対する回答書」及び別紙の写しを保管してください。

### 2 記入要領

< 「許諾依頼に対する回答書」 >

- ・ 回答書の右肩の日付欄に、回答書を記入した年月日を御記入ください。
- ・ 「(許諾します/許諾しません)」の部分は、どちらかに○を付けてください。別紙1に掲げられた利用の態様のうち、一つでも許諾するものがあれば、「許諾します」に○を付けてください。
- ・ 氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを自筆で御記入ください。

< 別紙1「許諾する利用の態様及び利用条件」 >

- ・ 「利用の態様」とは、著作物をどのように利用するかということを行います。
- ・ 「許諾可否」の欄にあらかじめ斜線が引かれている①及び②の利用の態様は、著作権法第31条第2項及び第38条第1項の規定により、国立国会図書館に認められているものです。したがって、①及び②については、許諾可否の意思表示をしていただく必要は

ありません。

- ・ 「1 許諾する利用」の「(1) 国立国会図書館及び大学による利用」の表に記された利用の態様の③、⑤、⑥のうち、許諾しないものがあれば、「許諾可否」の欄に「×」を記入してください。許諾するものについては、記入の必要はありません。
  - ・ 「1 許諾する利用」の(1)の表中③及び⑥については、アとイのうち一方の利用方法だけを許諾しない場合も、「許諾可否」の欄に「×」を記入してください（**一方のみ許諾することはできません**）。
  - ・ 公開時期を指定する場合は、④及び⑦において必要事項を記入してください。公開時期を特に指定しない場合は、④及び⑦について記入の必要はありません。
- ※ 大学及び国立国会図書館の技術、予算等の制約により、許諾された利用が行われない場合や、指定していただいた公開時期よりも遅れて公開される場合があります。悪しからず御了承ください。

#### <別紙2「著作権の帰属に関する事項」>

- ・ 著作物の利用（利用の態様については、「許諾依頼に対する回答書」の別紙1「許諾する利用の態様及び利用条件」を御覧ください。）の全部又は一部を許諾する場合及び著作権を譲渡しているなどの理由で許諾する権限がない場合（上記1参照）に必要事項を記入して、返送してください。
- ・ 「1 著作権の譲渡・排他的許諾等」については、該当するものに○を付けてください。また、(2)から(4)までを選んだ場合には、譲渡先、許諾先又は著作権者の名称及び連絡先を記入してください。
- ・ 「2 共著論文」の欄は、共著論文（共著で公表した雑誌論文を学位論文として提出した場合等）かどうかをお尋ねするものです。該当するものに○を付けてください。また、共著論文の場合には、他の著者の氏名及び連絡先（分かる場合）を記入してください。
- ・ 「3 出版の有無」については、書籍等として出版しているかどうかに応じて、該当するものに○を付けてください。また、(2)又は(3)を選んだ場合は、書名、出版社、出版（予定）年を記入してください。
- ・ 「4 掲載出版物（学術雑誌等）」については、学術雑誌等に掲載している場合に、掲載された雑誌等の出版物の名称、巻号・年月を記入してください。

(説明資料 4)

許諾依頼に対する回答書

年 月 日

〇〇大学 学長〔図書館長〕 殿  
国立国会図書館長 殿

下記の学位論文（博士）を、別紙1のとおり利用することを  
( 許諾します / 許諾しません )。

\* 「学位論文（博士）のデジタル化に係る許諾について（依頼）」の別紙「回答要領」をお読みの上、  
「許諾します」「許諾しません」のいずれかに○を付けてください。

(著者) \*以下に自筆で御記入ください。

氏名	
住所	〒
電話番号	
電子メールアドレス	

記

対象となる学位論文（博士）（学位論文本体及び論文要旨をいう。以下単に「著作物」という。）

(ヨミ) 論文題目	<国立国会図書館であらかじめ記載>
(フリガナ) 学位を授与された者の 氏名	<国立国会図書館であらかじめ記載>
学位授与年月日	<国立国会図書館であらかじめ記載>
学位の種類	<国立国会図書館であらかじめ記載>
報告番号	<国立国会図書館であらかじめ記載>

(別紙1) 許諾する利用の態様及び利用条件

1 許諾する利用

この回答書に記名した著者（以下「許諾者」という。）は、〇〇大学〔図書館〕（以下「大学」という。）及び国立国会図書館が、次の（1）の利用の態様のうち、「許諾可否」欄に×を付したものの以外の態様により著作物を利用することを許諾する。なお、（1）のうち「許諾可否」欄に斜線が記されている利用の態様は、著作権法（昭和45年法律第48号）で国立国会図書館に対して認められているものである。

(1) 国立国会図書館及び大学による利用

\* 「学位論文（博士）のデジタル化に係る許諾について（依頼）」の別紙「回答要領」をお読みの上、以下に御記入ください。

利用の主体	許諾可否	利用の態様	備考
国立国会図書館		① 許諾依頼に対する回答書の著作物をデジタル化すること。	著作権法第31条第2項により、原資料の保存を目的とするデジタル化は認められています。
		② デジタル化した著作物を国立国会図書館の施設内で閲覧できるようにすること。	著作権法第38条第1項により、施設内での閲覧提供は認められています。
		③ デジタル化した著作物を次に掲げる方法で利用者に提供すること。 ア 全文を複写（プリントアウト）して、利用者に提供すること。 イ インターネット等を通じて利用できるようにサーバに複製し、公衆送信（送信可能化を含む。以下同じ。）をすること。	著作権法第31条第1項第1号により、図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供することは認められています。 インターネット等を通じて利用できるようにする時期（以下「公開時期」という。）の指定がある場合は、以下の「④公開時期の指定」に記入してください。
		④ 公開時期の指定 1) 年 月 日以降 2) 大学による公開が終了した後	左記の1) 又は2) のいずれかに○を付けてください。1) に○を付けた場合は、年月日を記入してください。
		⑤ デジタル化した著作物を複製し、その複製物を大学に譲渡すること。	—
大学		⑥ 国立国会図書館から譲渡されたデジタル化された著作物を次に掲げる方法で利用者に提供すること。 ア 全文を複写（プリントアウト）して、利用者に提供すること。 イ インターネット等を通じて利用できるようにサーバに複製し、公衆送信をすること。	著作権法第31条第1項第1号により、図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供することは認められています。 公開時期の指定がある場合は、以下の「⑦公開時期の指定」に記入してください。
		⑦ 公開時期の指定 年 月 日以降	年月日を記入してください。

## 2 利用の条件

### (1) 利用の対価

この許諾による利用の対価は、無料とする。

### (2) デジタル化に際しての改変

大学及び国立国会図書館は、デジタル化に際して、著作物（題号及び著者名を含む。）を改変しないこと。ただし、技術的環境において適切に表現できない部分は、省略し、又は代替の表現に置換することができる。

### (3) 公開の中止

- ① 許諾者は、大学及び国立国会図書館に対して、デジタル化された著作物を大学の施設内及びインターネット上で利用できるようにすること（以下「公開」という。）の中止を申請することができる。この場合、許諾者は、その理由を付すものとする。
- ② 大学及び国立国会図書館は、デジタル化された著作物の公開に不適切な事実が認められた場合その他必要がある場合には、当該著作物の公開を中止することができる。

### (4) 許諾の非排他性

この許諾は、著作物の著作権の帰属に変更を加えるものではない。また、この許諾は、許諾者その他著作物の著作権者が著作物の利用を他の者に許諾することを妨げない。

### (5) 利用条件の変更

この利用条件は、許諾者、大学及び国立国会図書館の合意により、変更することができる。

### (6) 利用許諾の終了

許諾者から大学及び国立国会図書館に対し、この利用許諾を終了する旨の書面による通知があったときは、この利用許諾は、当該通知により終了する。当該通知には、理由を付すものとする。ただし、大学及び国立国会図書館による、既にデジタル化された著作物の保持及び既にデジタル化された著作物の著作権法で認められる範囲内での利用は、利用許諾の終了によっても、妨げられない。

### (7) 大学固有の条件

大学による利用については、(1) から (6) までに掲げる条件に加えて、下記大学使用欄記載の条件によるものとする。

### (8) その他

この回答書に記載されていない事項については、必要に応じて、許諾者、大学及び国立国会図書館が別途協議することとする。

※大学使用欄（2（7）関係）

--

(別紙2) 著作権の帰属に関する事項

\* 「学位論文(博士)のデジタル化に係る許諾について(依頼)」の別紙「回答要領」をお読みの上、以下に御記入ください。

論文題目(和文)	<国立国会図書館であらかじめ記載>
学位を授与された者の氏名	<国立国会図書館であらかじめ記載>
1 著作権の譲渡・排他的許諾等	(1) 譲渡又は排他的許諾をしていない (2) 許諾者以外に譲渡している (3) 出版社等に排他的に許諾している (4) 許諾者以外にも著者・著作権者がいる (5) 分からない *(2)から(4)までのいずれかを選択した場合、以下に譲渡先・許諾先・著作権者の名称・連絡先を記入してください。
2 共著論文	(1) 単著論文である (2) 共著論文である *(2)を選択した場合、以下に共著者の名称・連絡先を記入してください。
3 出版の有無	(1) 出版していない、また、出版予定もない (2) 出版している (3) 出版予定である *(2)又は(3)を選択した場合、書名、出版社、出版(予定)年を記入してください。
4 掲載出版物(学術雑誌等)	* 著作物を学術雑誌等に掲載している場合、掲載された雑誌等の出版物の名称、巻号・年月を以下に記入してください。

平成 22 年度における「共通許諾」手続に関する Q & A

[Q 1] 「共通許諾」手続に参加することは、大学にとってどんな意味がありますか？

[A 1] 大学が教育研究の成果である学位論文を公開することによって社会貢献をしようとするに当たり、少なくとも次の二つの点で大学にとって有益であると考えております。

第一に、学位論文を公開するに当たり必要な著作権処理のうち、許諾依頼文書の送付及び「共通許諾書」の回収に係る事務を行う必要がありません。

第二に、国立国会図書館がデジタル化する学位論文について、「共通許諾書」により学位論文の著者から学位授与大学への譲渡等の許諾が得られた場合、デジタルした学位論文の複製物(画像データ及びメタデータ)を無料で取得し、それを機関リポジトリ等によって公開することができます。

[Q 2] 国立国会図書館から引き渡されるデジタル化複製物とはどのようなものですか？

[A 2] 次のものをお渡しする想定です。

- ・ 原則として見開きを 1 コマ (A3 サイズ) とした画像ファイル (データ形式は JPEG2000) を学位論文 1 件ごとにフォルダにまとめたもの
- ・ 論文タイトルや著者などを記録した XML 形式のデータ (メタデータ)  
このメタデータのフォーマットは、国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述要素 (DC-NDL)<sup>1</sup>を採用します。DC-NDLと学位論文のメタデータ標準 (ETD-MS<sup>2</sup>) との対応表を国公立大学図書館協力委員会を通じて各大学図書館にお知らせする予定です。

[Q 3] 「共通許諾」手続に参加した場合、学位論文の著者に対する許諾依頼文書の送付及び「共通許諾書」の回収は、大学が行うことになるのですか？

[A 3] いいえ。学位論文の著者に対する許諾依頼文書の送付及び「共通許諾書」の回収は、国立国会図書館から委託を受けた著作権処理受託業者が行います。「共通許諾」手続参加大学が独自に行う必要はありません。受領した「共通許諾書」については、その写しを国立国会図書館から当該大学にお渡しします。

[Q 4] 「共通許諾」手続に参加した大学は、「著者の連絡先照会」への協力として、具体的にはどのようなことを行えばよいのですか？

[A 4] 国立国会図書館の著作権処理作業においては、文献や各種データベース等で著者の連絡先を調査し、その調査では連絡先が判明しなかった場合、著者に学位を授与した大学や、著者が所属している (していた) と考えられる機関に対して著者の連絡先の照会を行います。「共通許諾」手続に参加する大学は、著作権処理受託業者から著者の連絡先照会を受けたと

<sup>1</sup> <http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/meta.html>  
平成 22 年 6 月中に現在改訂予定。

<sup>2</sup> 学位論文のデジタル形態での流通・共有とそのための標準化を進める国際的団体である NDLTD (Networked Digital Library of Theses and Dissertations) が定める学位論文のためのメタデータ標準  
<http://www.ndltd.org/standards/metadata/etd-ms-v1.00-rev2.html>

きは、まず、当該著者が自学に所属するかどうかを確認し、所属の有無の情報を提供してください。あわせて、当該著者の連絡先の情報として、①電話番号、②電子メールアドレス、③住所、④現在の所属機関のうち提供可能なものがあれば、それを提供してください。学内の個人情報保護に係る規定上、外部に提供できない場合にはやむを得ませんが、「共通許諾」手続は大学と国立国会図書館が協力して行う著作権処理であるという趣旨を踏まえ、情報提供について御配慮をお願いいたします。なお、学位取得後の就職先、居所等を把握していない等の理由で、照会に対して情報提供ができないことは当然あり得ますので、そのような場合にまで大学において調査を進めていただく必要はありません。また、大学で不明の場合、次の照会先として大学の同窓会等に照会することとなりますが、このような照会が著作権処理受託業者から届く場合があることについての大学から同窓会に対する説明や、照会への協力依頼をしていただければ幸いです。

[Q 5] 機関リポジトリでの公開等のために、大学が既に許諾を得ている場合（又は不許諾との回答を受けている場合）であっても、当該学位論文の著者に「共通許諾」を求めることになるのですか？

[A 5] 「共通許諾」手続への参加の回答の際、既に許諾を得ている（又は不許諾との回答を受けている）学位論文があることを国立国会図書館に申し出てください。当該学位論文の著作権処理について個別に調整させていただきます。

[Q 6] 「共通許諾書」の利用の態様に、「デジタル化された学位論文を大学の施設内で閲覧できるようにすること。」を加えてほしい。

[A 6] 利用の態様として「デジタル化された学位論文を大学の施設内で閲覧できるようにすること。」を加えたい場合は、「共通許諾書」の「大学使用欄」に当該内容を記載することになります。「共通許諾」手続への参加の回答書で「大学使用欄」を使用する旨及び記載内容を申し出てください。

[Q 7] 学術雑誌等に掲載された学位論文や、学位取得者が所蔵者等の許諾を得て掲載した図版等を含む学位論文は、どのように取り扱われるのですか？

[A 7] 学位論文の著者から送付された「許諾依頼に対する回答書」において、当該学位論文の著作権が学位を授与された者以外に譲渡されていること、出版社等に独占的に許諾していること、学位を授与された者以外にも著者・著作権者がいることが判明した場合は、学位を授与された者のみの許諾だけで「許諾する利用の態様」に掲げられた利用を行うことはできません。このため、国立国会図書館では、「許諾依頼に対する回答書」に「共著者」の氏名、連絡先が記載されているときは、当該共著者に対して許諾依頼を行います。それ以外の場合（学術雑誌等への掲載に伴い著作権が出版社に譲渡されている場合等）は、出版社等学位を授与された者以外の者に対する照会、許諾依頼は当面行う予定はありません。

[Q 8] 「共通許諾」手続に参加しない大学には、著者の連絡先照会は来ないのですか？

[A 8] 文献や各種データベース等による著者の連絡先の調査で連絡先が判明しなかった場合、著者に学位を授与した大学や、著者が所属している（していた）と考えられる機関に対して著者の連絡先の照会を行います。この照会は、一連の著作権処理作業として、「共通許諾」手続への参加／不参加にかかわらず、対象となる大学・機関を対象に行うことを予定しています。「共通許諾」手続に参加しない大学におかれましては、この照会に対して、各大学の事情に応じ可能な範囲で御対応いただければ幸いです。